

公認技術代表アルペン部細則

1. この細則は、公認技術代表規程第11条に基づき、必要な事項を定める。
2. 技術代表ライセンスを与えられる候補者は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 過去5年間、SAJ公認競技会において係長以上の業務に5大会以上携わった者で、A又はB級セッター（公認競技会でのセッター経験者）であること。
 - (2) 過去5年間、国内主要A級、FISのFECの競技委員長を3大会以上経験した者。
 - (3) 本連盟の公認資格取得者（SAJ公認コーチ、旗門審判員、ポイント計算員のうち1つ以上）で、AまたはB級セッター（公認競技会でのセッター経験者）であること。
 - (4) 前号の(1)、(2)、(3) いずれかに該当する者（受験年度の4月1日時点で50才未満）で、加盟団体においてアルペン専門委員を複数年務め、競技会の技術指導に携わり、各加盟団团长及び本連盟より推薦された者であること。
3. 本連盟技術代表ライセンス試験は、学科と実技（競技会運営）とし、学科試験に合格した後、本連盟が指定するFIS公認競技会で1大会以上の実務検定を行う。
4. ライセンスを与えられた技術代表の任務とライセンス更新は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 「TD業務稼働」には、当該シーズン直前のセミナー受講を必須とする。
 - (2) 「TD資格更新」は、2年に一度のセミナー受講を必須とする。
5. 公認技術代表規程第8条の規定により、資格の停止を受けた者は、ライセンスカードは失効とし、ライセンスカードを再取得するためには、新たに技術代表候補訓練の課程を修了しなければならない。
6. 公認競技会技術代表の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 本連盟TDのライセンス取得者であること。
 - (2) TD資格者が60才を超えた者は、名誉TDとし、各ブロックにおいてTD候補者の指導養成に当たる。ただし、特に必要と認めた場合は、65才までは競技会のTDを担当することができる。
7. FIS・TDの受験資格者は、SAJ・TDの資格を有し、最も能力を備えた委員の中から次の各号に掲げる事項を考慮して選考する。
 - (1) アルペンスキー競技組織運営規則に関する知識があること
 - (2) 大会組織運営の責任者として得た経験があること
 - (3) 少なくともFIS公用語の一つ（英語推奨）に通じていること
 - (4) スキーシーズン中、身柄がある程度自由であること
 - (5) 優秀なスキーヤーとしての資格者（選手経験者、コーチ経験者）であること
 - (6) 本連盟の行う教育・養成セミナーに参加し、研修した実績があること
8. TDは、ICR602.5に準じた謝礼を、公認大会実行委員会もしくは公認大会組織委員会より受ける権利がある。
9. この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成30年 10月 20日 改正